

11 管理運営

(1) 教授会

- 1) 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性
- 2) 学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性
- 3) 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

本学の場合、学部教授会の機能は小さいので、1)、2)、3)の点検項目を一つとして記述した。

【現状の説明】

平成14年情報学部設置に伴い役職規程の見直しを行ない、工学部長、情報学部長および教養部長の役職を設置し、教授会については工学部、情報学部および教養部の教員全員を構成員とする全学の教授会と各学部教授会、教養部教授会を設置することとした。

ただし、大学全体の運営についての教授会の開催および審議事項等については、本学(学部・学科等)の規模からみて、役職・委員等の任務負担、組織の複雑化を避けたい等の視点から、従来と同様の全学の教授会で行うこととし、学部および教養部の教授会の審議事項は、全学の教授会の審議事項を除く、学部および教養部の固有の事項を必要に応じて審議することとした。

全学教授会は学長を議長とし、学長、副学長、教授、助教授および講師をもって構成し、過半数の出席によって成立する。教授会の審議は、出席構成員の過半数の同意によって決定する。ただし、教員選考は可否投票を行い、教授選考の場合は出席教授の過半数の同意によって、助教授選考の場合は出席教授および同助教授の過半数の同意によって、講師の場合は出席構成員の過半数の同意によって決定している。

また教授会の下に大学運営委員会、教務委員会、学生委員会、入試委員会等20を超える委員会を設け、審議事項の一部を委員会に委ねることにより、教授会の円滑な運営を図っている。

【点検・評価】

全学教授会は月1回定例開催している。入試の合否判定等は必要に応じ臨時に開催している。

教授会に付議する審議事項等については、各委員会から提案のあった事項を含め、教授会の開催の2週間前に学科長等役職を委員とする大学運営委員会(学長が委員長)で検討審議しており、その結果を次週の学科等の会議にフィードバックし、教授会当日までには審議すべき内容を各教員に周知し、円滑な進行を図っている。

教育課程については、教務部長および教養部、各学科から推薦された委員からなる教務委員会において、事前に十分審議の上、原案を作成し、教授会に付議している。

教員人事については、大同工業大学教員選考規程に基づき、学長および9人以上の委員をもって構成する教員選考委員会(学長が委員長)が設置されている。

一人の教員任用に際して、委員長は3人以上の調査委員を委嘱して任用適否の調査を行い、調査報告について審査した上で教授会に付議し、投票により決定している。以上のとおり、本学は規模も小さく学部長を学長が兼務していることから、全学的な審議機関である大学運営委員会、教授会との連携、機能分担がスムーズと言える。

学部および教養部教授会は、現状では情報学部教授会が毎年度1回開催されている程度である。

【長所と問題点】【将来の改善改革に向けた方策】

本学の場合は、全学教員数が100名程度で、全教員一堂に会することが可能であるため、従来どおり全教員を構成員とする全学の教授会を維持し、学部および教養部特有の事項以外で大学の運営に関わる審議事項はこの全学の教授会において審議決定することとしているので、民主的かつ効果的な意思決定を行っているとは判断できる。

(2) 学長、学部長の権限と選任手続

1) 学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

学長の選出（選考）手続については、教学側の意見が十分に反映されることを主眼に「大同工業大学学長選考規程」および「大同工業大学学長選考取扱細則」（平成7年11月16日制定）を設けている。同規程の主な内容は、①選考委員会を設置し、理事会および大学からの推薦のあった学長候補者を教授会の議（信任投票）を経て同委員会が選考し、理事長に答申する。②理事長は、同委員会の意見を尊重し、学長候補者1名を理事会に付議する。③理事会が学長の選任を行い、理事長が任命する。

- ・選考委員会の構成：理事会側から3名、大学側から3名の計6名で構成
- ・学長候補者の推薦：理事会側から1名、大学側からは、教授会構成員5名以上の連署により推薦された者
- ・信任投票：教授会構成員による信任投票で、「信任」は投票総数の過半数

以上のように本学の学長の選出方法は、理事会側と教学側双方の意思の調和が図られ、適切な手続で行われている。

学部長の選出は、「大同工業大学役職等規程」より、学長の指名によって行われることとなっているが、現状は、学部の規模、教育改革等迅速な対応等を考慮し、学長が兼務している。

2) 学長権限の内容とその行使の適切性

【現状の説明】【点検・評価】

学長は、大学の教育研究活動全般の最終的な責任者であり、社会に対して大学を代表する重要な責務を果たすことにあり、また教授会に対し、召集権、原案の提出権、議事運営権と決定の執行権を持っている。本学の場合、その他に明文化された規定に基づき大学内の重要な委員会等の委員長として業務を遂行している。しかしながら、現実には各学科の意見、教員の意見を十分尊重する中で業務を遂行せざるを得ず、諸改革を実行する上で如何に教員の合意を取り付けるかが学長の重要な業務となっている。現在は、学長と教員間との面談を通じての話し合いに加え、メールの交換により意思の疎通が図られている。

3) 学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

【現状の説明】【点検・評価】

本学には評議会、大学協議会等の機関は無く、全学教授会において議題を全教員で議論している。提出される議題は、学長を委員長とする大学運営委員会あるいは教員系部長を委員長とする各種委員会において議論されたものが提出されている。

各種委員会の審議事項は、各委員会規程により規定されており、全学の教授会および大学運営委員会の審議事項以外は、各種委員会の審議に委ねられている。

【長所と問題点】【将来の改善改革に向けた方策】

現時点では、意思決定のプロセスおよび審議事項の分担など、学長と全学の教授会等との連携、機能分担は適切であると判断できる。

ただし、今後の迅速な大学改革をすすめる上では、諸改革の合意形成について時間軸を意識した変革が求められよう。

4) 学部長権限の内容とその行使の適切性

【現状の説明】【点検・評価】

学部長は、「大同工業大学役職等規程」より学部運営に関する企画および連絡調整を行うとともに学部を統括し、また「大同工業大学学部及び教養部教授会規程」より学部教授会に対する、召集権、原案の提出権、議事運営権を持っているが、現状では、学長が学部長を兼務している状況であり、学部長権限という形での権限の行使はない。

5) 学長補佐体制の構成と活動の適切性

【現状の説明】【点検・評価】

本学では「学長の求めに応じ、本学の運営に関し意見を具申するため」また「学長は大学運営上必要があると認めたとき、学長付及び学長補佐を置くことができる」規定により現在2名の学長補佐および3名の学長付を置いている。学長補佐は、教員の資質と大学全体のFDおよび教員の授業改善を担当する「授業開発センター長」、自己点検評価に係る「大学評価委員会委員長」、学長付としては、経営面からのサポートと資金的側面からの大学の方針を迅速に実行するための助言をためすために法人本部長（常務理事）と法人総務部長（理事）を任命している。

6) 個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況

【現状の説明】【点検・評価】【将来の改善改革に向けた方策】

本学の学長選考の手続は、理事会側（理事長、常務理事、学長、校長、外部有識者）からの推薦による学長候補者1名と、教学側から5名連署による学長候補者の推薦（学内に限らず学外者でも可）を経て行うことになっており、本学の教育発展にとって有益であり、個性豊かな著名人を

推薦できる仕組みとなっている。

(3) 意思決定

1) 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【現状の説明】【点検・評価】【長所と問題点】

本学の場合、教学部門の最高議決機関は全学の教授会であり、全学の教授会に付議する審議事項等については、大学運営委員会等各関係の委員会を通じて事前に学科等の会議に周知しており、意思決定も民主的で、その決定プロセスも明朗で適切である。

(4) 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関

1) 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

【現状の説明】【点検・評価】

(2) 3) で述べたとおり本学には評議会や大学協議会は無い。

(5) 教学組織と学校法人理事会との関係

1) 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

【現状の説明】【点検・評価】

基本的には教育に関する運営については教学組織で、年度予算の総枠や決算に関する事項等経営に関わる問題については理事会で決定される。

ただ、学科の改組・新設、学部を設置等、大学の将来や経営の根幹に関わる案件については、教学側の議論を踏まえ、理事会としての意見・意思を教学側にフィードバックする体制をとっている。大学の主要会議や将来の案件に対する委員会・会議には、理事会側から「学長付」という立場で教学側に意見を述べる体制をとっており、議論が迅速に進行する体制をとっている。また理事会のメンバーである学長、副学長から大学の意見・意思が通常毎月1回開催される常勤理事会で逐次表明され、教学組織と理事会の連携、機能分担、権限委譲は適切である。

【長所と問題点】【将来の改善改革に向けての方策】

理事会は、教育に関する運営については教学側を尊重して来ており、自由な雰囲気の中で個々の教員による教育が行われ、また大学の運営がなされてきた。しかしながら、昨今は少子化による入学者獲得競争が避けられず、一層の魅力ある大学づくりをするためには、教員のFD問題、教育の多様化、学生の多様化等教育環境変化に対応しなければならず、理事会側が適切な意見を述べると共に積極的に関与し、教学と連携して迅速に改革を進めてゆく必要がある。

(6) 管理運営への学外有識者の関与

1) 公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況

【現状の説明】【点検・評価】

大学運営の法制度上の仕組みには、業務決定機関である理事会（私立学校法第36条）、学校

の業務及び財務状況を監査する監事（私立学校法第37条第3項）及び理事会の諮問機関である評議員会（私立学校法第41条、第42条）がある。

理事会では現行9人の理事のうち、学外の学識経験者（学外理事）を3名選任し、教授会で審議した意見および具体策などを審議して頂き、議決をする体制をとっており、学外有識者の意見が反映されている。同様に、評議員会においても現行19人のうち学外評議員9名を選任し、理事会審議に先立ち審議がされる。更に、本学の場合、外部監事3人をおき、監事が理事会に出席し、業務および財務状況などを監査する体制となっている。

【長所と問題点】【将来の改善改革に向けた方策】

本学の理事・監事には、中部財界の中心企業の名古屋鉄道、中部電力、新日本製鐵、大同特殊鋼といった企業の代表者が就任しており、大学の魅力をより一層高めるには、これ等学外理事・監事の大学教育への関与（特別講義等）やその人脈を通じて民間人による公開講座の拡充、特別講座の開設等、日常の大学教育への学外有識者の関与を高めていくことが求められよう。